

大東市監告示第6号

定期監査等結果に対する措置の状況について

平成28年度第1回定期監査等の結果に対し、各執行機関が講じた措置について通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

平成29年3月21日

大東市監査委員 乗本良一

大東市監査委員 水落康一郎

【担当 監査委員事務局】

平成28年度第1回 定期監査等の結果に対する措置の状況

◆会計室、議会事務局、選挙管理委員会事務局、公平委員会事務局

【会計室】

監査委員 指摘事項

(1) 国民健康保険特別会計の資金事務について

国民健康保険特別会計は、年度を通して財政調整基金から有利子で19億円の資金を繰替使用しているところである。

しかしながら、平成28年度の歳計現金の状況を確認したところ、各月末においてなお10億円を超える資金不足が経常的に生じている。現状は、一般会計の資金を特段の手続きを行うこともなく使用している状況であり、経理の明確化を図ろうとする特別会計設置の趣旨に反する取扱いとなっている。

会計室におかれては、関係課等と調整を行い、合理的な資金事務となるよう、見直しを行われたい。

会計室 措置状況

現在、国民健康保険特別会計には年度当初に財政調整基金から19億円が繰替使用されており、年間を通して月末の収支がマイナスになることが続いていることの指摘を受け、関係課である保険年金課と財政課に繰替使用の金額の調整を申し入れたところであります。

財政課からの回答では、来年度から財政調整基金から15億円を追加した34億円を年度当初に繰替使用することが決定しております。

会計室と致しましては年間を通し、国民健康保険特別会計をはじめ、その他の特別会計を監視し、会計収支がマイナスとなる場合は会計管理者の権限において、一般会計から繰替使用の手続きを行い、経理の明確化を図ります。

【議会事務局】

監査委員 指摘事項

(2) 政務活動費について

①領収書が添付されていない事例について

「大東市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則」では、収支報告書とともに支払伝票を提出することが義務づけられている。

平成27年度の収支報告書を確認したところ、支払伝票に領収書が添付されていないまま、政務活動費が充当されている事例がみられた。

収支報告書の提出の際には、議会事務局がチェックし、不備について指摘を行っているとのことであるが、その後も領収書は添付されることがないまま、予算執行権者である市長の名の下に政務活動費が確定されていたのである。

領収書は公金を支出するための最も基本的な書類であり、改めて領収書の提出を求める等、適正な予算執行に努められたい。

議会事務局 措置状況

領収書が添付されていない事例について、平成28年度より収支報告書提出の際に議会事務局がチェックし、不備がある場合、指摘事項を伝え、指摘後の領収証等の提出漏れがないよう、指摘した事項を記録として残しております。

尚、これまで年1回の収支報告書提出を年4回に増やし、書類の記入漏れ、書類の添付漏れを未然に防ぐための対策を講じております。また、市議会の取り組みといたしまして、政務活動費の収支報告書をネット公開する方向で調査研究中であり、次年度の早い時期に実現できるよう努力してまいります。

【議会事務局】

監査委員 指摘事項

②会派または議員以外の名義人の支払いに対して政務活動費が充当されている事例について

支払伝票に添付されている領収書を確認したところ、会派または議員でない名義人の支払いに対して政務活動費が充当されている事例がみられた。

「大東市議会政務活動費の交付に関する条例」（以下「政務活動費に関する条例」という。）では、政務活動費は「大東市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派または議員に対し」交付されるものであり、他の名義人の支払いに対して政務活動費を充当することは妥当でない。

個々のケースについては様々な事情があるものと思われるが、政務活動費については市民にいささかの疑念も生じるようなことがあってはならず、より厳格な執行が望まれるところである。

支払名義人の取扱いについては、市議会内での統一的なルールを確立し、合理的な執行となるよう改善を行われたい。

議会事務局 措置状況

会派または議員以外の名義人の支払いに対して政務活動費が充当されている事例については、妥当ではないものの様々なケースにより、すべてが充当できないものではないと解しております。しかしながら、政務活動費に対する市民の関心は高く、疑念が生じることがあってはならないため、現在、市議会では支払名義人の取り扱いだけでなく、政務活動費の取り扱いそのものを様々な会議体において調査・研究し、市議会としての統一的なルールの確立に努めてまいります。

【議会事務局】

監査委員 指摘事項

③支払伝票に印刷物の実物が添付されていない事例について

市議会の「政務活動費に関する申し合わせ事項」（以下「申し合わせ事項」という。）によると、広報費の支払伝票には印刷物を添付することとし、政務活動費の透明性の確保に努力されているところである。

しかしながら市政報告書、広報紙等の印刷代に政務活動費が充当されているケースを確認したところ、支払伝票に印刷物の実物が添付されていない事例がみられた。

印刷物が添付されなければ、当該支出が政務活動費として適切な支出であるとの証明ができておらず、市民にとって非常に透明性の低い政務活動費となってしまう。

政務活動費に関する条例第11条では、政務活動費について「用途の透明性の確保に努めるものとする」と市議会の基本的な姿勢が示されており、申し合わせ事項の遵守について、今一度市議会内での徹底を行われたい。

議会事務局 措置状況

支払伝票に印刷物の実物が添付されていない事例について、領収証添付と同様に平成28年度より収支報告書提出の際に議会事務局がチェックし、不備がある場合、指摘事項を伝え、指摘後の印刷物の実物等の提出漏れがないよう、指摘した事項を記録として残しております。

尚、これまで年1回の収支報告書提出を年4回に増やし、書類の記入漏れ、書類の添付漏れを未然に防ぐための対策を講じております。また、市議会の取り組みといたしまして、政務活動費の収支報告書をネット公開する方向で調査・研究中であり、次年度の早い時期に実現できるよう努力してまいります。

【議会事務局】

監査委員 指摘事項

④その他、宛名や但し書きの記載がない領収書について

支払伝票に添付されている領収書を確認したところ、宛名、但し書きの記載がないものがみられた。宛名や但し書きの記載がなければ、誰に対して発行されたものであるか、どのような内容の支払いであるかが不明確となってしまう。

このような領収書による支出に対して、政務活動費が充当されることは適切ではなく、厳格な領収書の徴取に努められたい。

議会事務局 措置状況

平成28年度より収支報告書提出の際に議会事務局がチェックし、不備がある場合、指摘事項を伝え、指摘後の記載漏れや書類等の提出漏れがないよう、指摘した事項を記録として残しております。

尚、これまで年1回の収支報告書提出を年4回に増やし、書類の記入漏れ、書類の添付漏れを未然に防ぐための対策を講じております。また、市議会の取り組みといたしまして、政務活動費の収支報告書をネット公開する方向で調査研究中であり、次年度の早い時期に実現できるよう努力してまいります。

【議会事務局】

監査委員 指摘事項

(3) 東部大阪治水対策促進議会協議会の視察旅費について

東部大阪地域の治水対策の促進を図るため、本市を含む東部大阪地域の10市の市議会によって東部大阪治水対策促進議会協議会が構成され、毎年度、国・府等への要望や先進地視察等の活動が行われている。

平成28年度は長野県内への視察が行われ、本市議会からも議員3人、随員職員1人の計4人が参加し、大東市職員等旅費条例（以下「旅費条例」という。）に基づき鉄道運賃、宿泊料等の旅費があらかじめ概算で支払われていた。

これらの視察旅費に関する一連の文書を確認したところ、精算して返還すべき額が発生していたが、精算額がないものとして事務処理が行われていた。

これは実費弁償を本旨とする旅費条例に反する取扱いと考えられ、早急に更正等の是正措置を講じられたい。

議会事務局 措置状況

東部大阪治水対策促進議会協議会の視察旅費について、精算して返還すべき額を、直ちに精算戻入処理を行い、是正措置を講じました。

今後は議会事務局内で情報共有等を一層図り、不適切な事務処理が起こらないよう再発防止に努めてまいります。

【選挙管理委員会事務局】

監査委員 指摘事項

(4) ガソリン代の公費負担について

市は「大東市議会議員および大東市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」に基づいて、選挙運動の公費負担を行っているところである。

平成28年4月に行われた市議会議員および市長選挙について、候補者から提出のあった選挙運動用自動車燃料供給契約書を確認したところ、事前に候補者と燃料供給業者間とで締結した契約単価となっていた。結果として、市が業者に対して実勢価格を上回る単価で燃料費を支払う事例が多くみられた。

現行の契約方式では、割高な燃料費を公費負担することもあり、早急に改善策を講じられたい。

選挙管理委員会事務局 措置状況

監査委員のご指摘を受けまして、他団体の選挙運動用自動車の燃料代に係る公費負担の状況を参考に燃料の契約単価が燃料供給当日の店頭価格となる契約様式の導入を視野に入れ、次回の大東市議会議員および市長選挙から改善策を講じてまいります。

【公平委員会事務局】

監査委員 指摘事項

(5) 専決規定について

公平委員会事務局においては、係員の日帰り出張の命令は全て課長の決裁によって行われている。これは権限の下位委譲を重視した市長部局の事務決裁規程と整合しており、妥当な取扱いであると考えられる。

しかしながら公平委員会の規則を確認したところ、事務局長を除く職員の府内日帰りの出張命令は全て事務局長の専決により行うものとされており、公平委員会の事務決裁の現状は、規則に反したものであると言わざるを得ない。

現行の公平委員会規則が定める専決規定は、昭和45年の改正時の内容のまま固定化したものであり、市長部局の事務決裁規程と整合した形での見直しを行われたい。

公平委員会事務局 措置状況

監査委員のご指摘を受けまして、市長部局の事務決裁規程と整合した形になるよう、公平委員会の専決規定の改正作業を行っているところでございます。新たな規定は平成29年4月から施行してまいります。

今後は例規を固定化させることなく、適宜の必要に応じた柔軟な改正が行えるように努めてまいります。